



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15（2003）年3月に「甲府市男女共同参画推進条例」を制定し、その基本理念に基づき、「第2次こうふ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成29（2017）年3月には、「第3次こうふ男女共同参画プラン」に加えて「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（甲府市DV防止基本計画）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に積極的に取り組んできました。また、令和3（2021）年10月には、「男女共同参画社会」及び、「女性が活躍する社会」の実現を目的に「日本女性会議2021 in甲府」大会を開催し、男女共同参画への機運を高めてきました。

国においては、男女共同参画社会の実現が最重要課題であるという考えのもと、平成27（2015）年に制定した、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）や、平成30（2018）年に制定した「政治分野における男女共同参画推進法」など、様々な法整備を進めており、男女が共にあらゆる分野で参画・活躍することを推進しています。

山梨県においては、性別による社会格差を徹底解消する「男女共同参画先進県」の実現を目指すべく、令和4（2022）年に「第5次山梨県男女共同参画計画」を策定しています。

国際社会においては、平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の一つとして「ジェンダー平等」が掲げられており、SDGsのすべての目標とターゲットに貢献する、重要な目標とされています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによる決めつけがいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や、家庭生活への男性の参画は十分とは言えない状況です。また、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害や、コロナ禍による生活上の困難に陥るなどの影響は、女性の方が多いという現状があります。



本市ではこうした現状と課題を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題や、「日本女性会議2021 in甲府」大会において挙げられた課題に対応するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び、山梨県の「第5次山梨県男女共同参画計画」を勘案して、本市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「第4次こうふ男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」及び、「甲府市男女共同参画推進条例」第8条に基づく「基本計画」として策定します。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び山梨県の「第5次山梨県男女共同参画計画」の内容を勘案し、整合性を図ります。
- 行政運営の指針となる「第六次甲府市総合計画」を本計画の上位計画とし、本市の関連計画を含め、整合性を図ります。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、本計画の基本目標Ⅳ、及びⅤに抱合します。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、別途「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（以下「甲府市DV防止基本計画」という。）を策定し、本計画の重点目標Ⅱ－1に位置づけます。

